

選挙手続き

最高裁判所判事および上訴裁判所判事に関する詳細情報については、www.courts.ca.gov をご覧ください。

California 州法では本通知に以下の情報を記載することが義務付けられています。

California 州憲法によれば、最高裁判所判事および上訴裁判所判事は有権者による承認が必要です。各判事を留任させるか否かについて、「賛成」または「反対」を投票します。

これら司法局は政党には属しません。

上訴裁判所判事になる前に、州知事が候補者のリストを司法公認候補者評価委員会に提出しなければならず、この委員会は公共メンバーと弁護士で構成されています。この委員会は、コミュニティからの意見を踏まえながら候補者の履歴と資格を詳細に検討して、次に候補者の評価を州知事に提出します。

州知事は評価委員会の評価を再検討し、公式に候補者を指名しますが、この候補者の資格は司法任命委任委員会により試験され再検討される前に公共の意見に従うこととなります。この委員会は、California 州首席裁判官、California 法務長官、そして上訴裁判所裁判長で構成されています。任命委員会は公認候補者を認定するか拒否します。認定されない限り、公認候補者は判事にはなれません。

認定に続いて、判事は宣誓し、次の知事選挙で有権者の承認に従い、その後各任期の満期時の承認に従います。California 州憲法により最高裁判所および上訴裁判所の判事の任期は 12 年間です。任命委員会により認定される判事は次の知事選挙まで、その時点で前任者の任期の残りがあれば、留任するために選挙に立候補することになり、任期の残りは四年間または八年間となります。（選挙法規第 9083 項）

Goodwin Liu, California 最高裁判所副判事

弁護士会入会：1999 年に California 弁護士会認定。

学歴：1998 年 Yale 法学部法務博士。1991 年 Stanford 大学 理学士。2002 年 Oxford 大学 文学修士号。

法律専門家歴：2003 ～ 2011 年 UC Berkeley 法学部教授 (2008 ～ 2010 年に副学長就任); 2001 ～ 2003 年 O'Melveny & Myers LLP 訴訟担当; 2000 ～ 2001 年合衆国最高裁判所判事 Ruth Bader Ginsburg 司法書記; 1999 ～ 2000 年 合衆国教育省副長官特別補佐; 1998 ～ 1999 年合衆国巡回裁判所判事 David S. Tatel 司法書記。

司法歴：2011 ～現在 California 最高裁判所陪席裁判官 (州知事 Jerry Brown により指名され任命委員会により認定)。

Kathryn Mickle Werdegar, California 最高裁判所副判事

弁護士会入会：1964 年に California 弁護士会認定

学歴：1962 年 George Washington 大学法学部法務博士 (成績優秀者)。1957 年 California 大学 Berkeley 分校文学士。

法律専門家歴：1985 ～ 1991 年 California 最高裁判所上級スタッフ弁護士; 1981 ～ 1985 年 California 第一地区上訴裁判所上級スタッフ弁護士; 1978 ～ 1981 年 San Francisco 大学法学部副学長兼准教授; 1971 ～ 1978 年 California 法曹継続教育犯罪法部門ディレクタ (Berkeley, CA); 1968 ～ 1971 年 California 予審判事大学コンサルタントおよび創始者 (Berkeley, CA); 1965 ～ 1967 年 U.C. Berkeley Center for the Study of Law and Society アソシエート; 1962 ～ 1963 年 合衆国法務省市民権部門。

司法歴：1994 ～現在 California 最高裁判所副判事; 1991 ～ 1994 年 California 上訴裁判所第一上訴地区副判事。

2014年7月22日、Mariano-Florentino Cuéllar 教授は州知事にJerry BrownにCalifornia最高裁判所副判事に指名されました。California州憲法によれば、Cuéllar 教授への指名は任命委員会により認定または拒否されることが必要です。任命委員会が指定を認定すれば、判事は知事選挙時の有権者の承認に従うことになります。これは、Cuéllar教授は2014年11月4日の選挙の公認候補者となることを意味します。州法により、任命委員会がCuéllar.教授を考慮する前に本有権者ガイドに記載されることが必要です。選挙権に関する詳細情報については、このガイドの62ページをご覧ください。California 最高裁判所に指名者に関する更新情報については、www.courts.ca.govをご覧ください。

Mariano-Florentino Cuéllar, Stanford University 法律学教授

弁護士会入会：1998 年に California 弁護士会認定。

学歴：1993 年 Harvard カレッジ A.B.; 1997 年 Yale 大学法学部 J.D.; 1996 年 Stanford 大学 A.M., 博士号 2000。

法律専門家歴：Stanford 大学 (2001 ～現在); 法学部 Stanley Morrison 教授 (2012 ～現在); 教授 (2007 ～ 2012 年); 准 / 助教授 (2001 ～ 2007 年); Stanford 大学 Freeman Spogli 国際研究所ディレクター兼上級フェロー (2013– 現在); The White House 国内方針評議会法務および規制方針に対する大統領特別補佐 (2009–2010 年); Obama-Biden 移行プロジェクト移民方針ワーキンググループ共同議長 (2008–2009 年); 合衆国上訴裁判所第九巡回地区主席判事 Mary M. Schroeder 法務書記 (2000–2001 年); 合衆国財務省執行長官上級アドバイザー (1997 ～ 1999 年)。